

県立高等学校将来構想審議会検証の在り方検討部会設置要綱

(設置)

第1条 県立高等学校将来構想審議会条例（平成20年条例第4号。以下「審議会」という。）第5条第1項の規定に基づき、県立高等学校将来構想審議会に検証の在り方検討部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 部会は、県立高等学校における各種の教育改革の成果に関する検証（以下「検証」という。）の在り方に関し、次の事項について調査審議し、その結果を審議会に報告する。

- (1) 検証の実施方法に関すること。
- (2) 検証の対象及び項目等に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、検証の在り方に関すること。

(意見の聴取)

第3条 部会は、前条の事務に関し、必要があると認めるときは、学識経験を有する者及びその他適当と認める者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第4条 部会の庶務は、教育庁教育企画室において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年9月3日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。